

広報車仕様書

(米子消防署配備)

(皆生出張所配備)

(大山消防署配備)

普通自動車

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

第1 総則

- 1 この仕様書は、令和5年度に鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下、「発注者」という。）が購入する広報車3台の車両及び艀装について必要な事項を定めるものとし、本仕様書の内容をすべて満たすものとする。
- 2 本車両（その付属品を含む。以下同じ。）は、仕様書に定めるほか、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準等の関係法規に適合し、緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 3 受注者は、本仕様書を十分検討のうえ契約するものとし、契約後における一切の質疑は、発注者の解釈とし、打合せを綿密に行い製作に支障のないようにすること。
- 4 本車両は、本仕様書に定める図書により、発注者の承認を受けたのち製作するものとする。
- 5 製作の進行に伴い、諸種の理由により本仕様書ならびに承認図書等の変更を必要とする場合は、書面をもって変更承認を受けるものとする。
- 6 受注者は製作中に質疑が生じた場合、発注者と協議のうえ指示に従うこと。
- 7 受注者は、完成車の新規登録検査を受け新規登録後に納入すること。
- 8 本車両の登録手続き（リサイクル料、車庫証明、緊急車指定申請書を含む）及び諸経費の一切は受注者の負担とする。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料は発注者の負担とする。
- 9 本車両の納入場所は、発注者が指示する場所とする。
- 10 本車両の納入期限は、令和6年3月29日とする。

受注者は、完成車配置先の所属職員に対し、発注者が指示する場所において取り扱い説明を行うこと。なお、資料が必要なときは受注者において必要部数を準備すること。

完成車の保証期間は、納入後12ヶ月とし受注者の責任において無償で修理、改修及び交換等の必要な措置を講じること。ただし、メーカーの公表する保証期間が12ヶ月を超える箇所についてはその期間とする。

なお、車両の使用が制限された時は、その期間は保証期間には加算しないこととする。また、設計不良、制作上及び車両本来の欠陥による保証は、使用期間中にわたり保証すること。

第2 提出図書等

1 承認図書等

受注者は、製作に先立ち発注者と十分打ち合わせたうえで次の書類を提出し、製作承認を得ること。図面は可能な限り詳細に表示すること。

- (1) シャシ5面図（前面、後面、両側面、上面）

(2) 車体艤装図

- ア 艤装図（両側面、前面、後面、上面）
- イ 主要諸元表（諸元明細書）
- ウ 電気配線図
- エ 取付品及び積載品の製作図、カタログ等
- オ 資機材収納配置図

2 完成図書

次の図書をA4判ファイルに製本のうえ、2部提出すること。

- (1) 承認図書のうち、検査指示事項により修正されたもの。
- (2) 取扱説明書
- (3) 改造自動車計算書
- (4) その他消防本部が指示するもの。

第3 車両主要諸元

車両は、最新の排ガス規制に適合した低公害性能を有するガソリンエンジン車（総排気量 1500cc 程度）とする。

1 シャシ

- (1) 駆動方式は、四輪駆動であること。
- (2) 乗車人員は5名乗りであること。
- (3) オートマチックトランスミッションであること。
- (4) ABS 装備及び衝突被害軽減ブレーキ装備が設けてあること。
- (5) 運転席、助手席にエアバッグ及び全座席にシートベルトが設置されていること。
- (6) パワーステアリングであること。
- (7) 両側スライドドアであること。
- (8) エアコンが装備してあること。
- (9) パワーウインドー及び集中ドアロックであること。
- (10) フォグランプが装備されていること。
- (11) AM・FMラジオ、時計が装備されていること。
- (12) 後部荷室は、荷室幅 1400mm以上、荷室高 1300mm以上であること。

2 車両取り付け品（取り付け工事含む）

- (1) 後退警報器 一式
- (2) フロアーマット(純正品) 一式
- (3) 荷室ラゲッジトレイ 一式
- (4) 泥よけゴム 一式

- (5) サイドバイザー 一式 (各ウィンドウ)
- (6) サンバイザー (運転席・助手席) 一式
- (7) プライバシーガラス (フロントウインド、フロントドアウインドを除く。)
- (8) リアワイパー 一式
- (9) 電動リモコン式ドアミラー 一式
- (10) 消防章(フロント部取り付け) 一式
- (11) ドライブレコーダー 一式
- (12) GPS ナビゲーションシステム 一式
- (13) シガーソケット
- (14) フルホイールカバー

上記についての取り付け位置等の詳細は、組合と事前協議すること。

その他、メーカー公表の標準付属品は取付けること。

第4 車体艤装

1 外装

- (1) 赤色警光灯 (LED式) を車両前方に取り付けること。
- (2) 電子サイレンスピーカーを取り付けること。(赤色灯内蔵の場合は除く。) キャビン内への音漏れを低減するよう取付けること。
- (3) フロントグリル中央に消防章を取付けること。

2 内装

- (1) 室内に更新対象車両より載せ換えする無線、AVM装置の取付ベース金具を設置すること。
- (2) 後部座席上部付近に支障にならないように無線スピーカーを1個設置すること。
- (3) 電装品・無線機操作部を運転席付近に集中操作できるように配置すること。
- (4) 後部室内の床面の接合部はじめ、床面と直接結合する部分については、防水コーキング処理等を行い、十分な防水処理を行うこと。
- (5) 後部室内の窓はプライバシーガラスを取付けること。また必要に応じてフィルム等を張ること。

3 座席

- (1) 前席は運転席と助手席とする。
- (2) 後部座席は3名座席とし、座席を折りたためる構造とし、荷室部がフラットになる構造とする。
- (3) シート表皮は全席ビニールレザーとする。

第5 電装品

1 電子サイレン

- (1) 電子サイレンアンプを運転席周辺に取付けること。
- (2) サイレンアンプは音声合成サイレン、警鐘付50W以上とし、以下のメッセージを

発するものとする。また、メッセージは、緊急走行時のみ発生するようにし、 unnecessary の場合は停止できる構造であること。音声内容については別途協議する。

- ・右折 「右へ曲がります。ご注意ください。」
- ・左折 「左へ曲がります。ご注意ください。」
- ・後退 「バックします。ご注意ください。」
- ・渋滞通過 「消防車が通ります。進路を譲ってください。」
- ・交差点進入「交差点に進入します。ご注意ください。」
- ・現場広報 5種類（別途協議）

(3) サイレンス付付近に集合スイッチパネルを設けること。スイッチの配列については協議すること。

(4) 運転席付近にフレキシブルマイクを設けること。

2 ヒューズ

(1) 特殊配線に関するヒューズボックスは、一般配線のヒューズボックスと別に取付けること。

(2) ヒューズはノンヒューズブレーカーとすること。

3 冷房装置及び暖房装置

エアコンは、車室内の冷暖房効果が十分得られるものであり、他の装置、取付品及び保守管理に支障のないものであること。

4 後退警報ブザー

後退用音響警報器を取付け、オンオフの作動を切り替えるスイッチを運転席付近に設けること。

第6 その他の設備

1 無線機

(1) 消防用無線機と更新対象車両に積載している消防用無線機及びAVM装置を指示する位置に載せ換え、取付け、配線を施すこと。詳細については別途協議するものとする。

(2) 消防用無線機及び下記の装置を取付け、各装置までの配線を施すこと。

(3) 無線送受話器については助手席に設置するものとする。

(4) 無線機付近に、消防本部の指示する無線呼出し名称を表示すること。

(5) 無線機は、定期点検を容易に行うことができる取付方法とする。

2 消火器固定装置

(1) 自動車用粉末消火器6型（固定金具付）1本を積載すること。

(2) 他の装置、消防活動に支障のない位置に強固に取付け、取出しが容易であること。

3 プレート等（表示）

各操作ボタン、スイッチ類等及びタイヤ指定空気圧力には、名称と操作方向または単位を明示したプレートを取り付ける等、見やすい位置に日本語でわかりやすく表示すること。

第7 塗装、メッキ、車体標識等

1 塗装及びメッキ

(1) 車体外面は朱色とする。

(2) 塗装及びメッキ材料は、製作会社の指定品とすること。

納入後12ヶ月以内に塗装部分、メッキ部分等に当局の責と認められない原因により変色、亀裂、はがれ、浮き上がりが生じたときは、再塗装、再メッキ処理等を行うこと。

2 車両表示文字（車両別別途協議）

記入箇所	文字	文字色	書体	大きさ
車両前面	別途協議	白	丸ゴシック	別途協議
車両後面		白	丸ゴシック	別途協議
車両右側面		白	丸ゴシック	別途協議
車両左側面		白	丸ゴシック	別途協議
車両天井		白	丸ゴシック	別途協議

第8 車両用付属品

物品明細書のとおりとする。その他メーカー公表の標準装備品は納品すること。

第9 検査

1 検査日程等

(1) 検査日は、事前に受注者と発注者が日程調整し決定するものとする。

(2) 検査は、受注者立会いのうえ実施し、検査に必要な測定器等は、受注者が事前に準備すること。

2 受入検査

(1) 車両全体が完成した段階で行う。（付属品も含む）

(2) 指示事項、本仕様書、承認図書に基づき実施する。

(3) 検査項目

ア 艤装検査（車両全般）

イ 作動検査（各装置）

ウ 標示（署所名及び対空等）

エ 付属品

オ その他

3 検査結果

検査においての指示事項については、検査後すみやかに手直しするとともに措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し発注者あてに報告すること。なお、指示事項の手直し、報告等のスケジュールについては明確にすること。

4 車検

- (1) 自動車登録検査は、受注者がとることとする。
- (2) 自動車重量税、自賠責保険は、発注者の負担とする。

5 その他

- (1) 無線機器等（無線機、A V M端末装置）について、現行車両からの移設設置は、受注者が行うものとする。業者については、発注者と打ち合わせ後実施すること。
- (2) 付属品の確認は、発注者が指定する場所において行う。この場合、職員立会いのもと行うこと。
- (3) 取り扱い説明は、原則として配置所属で1回以上実施するものとし、受注者が主体となって行うこと。
- (4) 現在使用中の車両から移設する資機材については、別途協議する。

別表

取付品及び附属品

No.	品 名	型式等	数 量
1	赤色警光灯	利他 CVS10R 1220 mm	1 式
2	電子サイレン	大阪サイレン TSK-D151	1 式
3	後退警報器	ON・OFF スイッチ付	1 式
4	ドライブレコーダー	SD カード(32GB)付 (前後方向録画タイプ)	1 式
5	G P S ナビゲーションシステム	バックモニター付き	1 式
6	消防章	1 0 0 m m	1 個
7	フレキシブルマイク		1 式
8	自動車用消火器	6 型	1 本
9	車輪止め	ゴム製	2 個
10	拡声器	TS-633R (ウェストホルダー付)	1 式
11	スタッドレスタイヤ	ホイール付き	4 本
12	タイヤチェーン	雪道楽	1 式
13	荷室ラゲッジトレイ	防水性	1 式

車載用無線装置及び車載端末装置の車両設置に係る仕様書

(概要)

第1条 本仕様書は、車載用無線装置（車載用無線装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。（以下「無線機」という。））及び車載端末装置（車載端末装置の機能を有するために必要な付属する機器を含む。）の新規設置又は移設設置における必要な事項を定める。

(留意事項)

第2条 受注者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 無線機及び車載端末装置（以下「無線装置等」という。）の新規設置又は移設設置、調整、技術的操作、無線交信試験等における作業（以下「設置作業」という。）は、無線局登録点検員の資格を有する者又はその監督のもとに行わせなければならない。
- (2) 消防局職員と事前の打ち合わせを十分に行い、一方的な解釈で設置作業は行わないこと。
- (3) 消防局の無線運用に支障を与えないよう留意し設置作業を実施し、必要な場合は消防局職員へ申し出ること。
- (4) 無線装置等は、消防局が別途契約している保守管理契約の対象装置であり、設置作業において必要な場合は職員に申し出て保守管理受託業者と協議を行うこと。
- (5) 新規設置又は移設設置に係る作業において発生する一切の経費は、仕様の範囲に含むものとする。

(対象車両)

第3条 新規に無線装置等を設置する車両（以下「新規車両」という。）及び既設の無線装置等を積載している車両（以下「既設車両」という。）は、消防局職員が指定する。

- (1) 新規車両 米子広報1号車・皆生広報車・大山広報車（既設車両から無線装置等の移設設置）
- (2) 既設車両 米子広報1号車・皆生広報車・大山広報車（無線装置等の移設後に廃車予定）

(作業範囲)

第4条 無線装置等を実設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

2 無線装置等を移設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

- (1) 既設車両に設置してある無線装置等の事前動作試験及び取り外し
- (2) 無線機の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (3) 車載端末装置の新規車両又は既設車両への設置及び単体動作試験
- (4) 無線機と車載端末装置との接続
- (5) 接続後の無線試験交信及び総合試験

(設置作業等)

第5条 設置作業は、次の各号により実施するものとする

- (1) 設置作業の実施場所は、電波管理上の点から消防局、消防署又は出張所の敷地内とする。
- (2) 設置作業は、作業日当日に完了するものとする。ただし、設置作業において特別な事情が発生した場合は、直ちに消防局職員にその旨を申し出て協議を行うものとする。
- (3) 既設車両から無線装置等を取り外す場合は、取り外し前及び作業中に消防局職員の確認を受けること。
- (4) 無線装置等の総合試験は、別紙1の作業明細により実施すること。
- (5) 無線機の調整は、無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）に定める電波の質の許容値、その他電波法関係法令に定める規格及び別紙2の試験調整項目表に定める項目とする。ただし、特別に許容値を設ける場合は別に指示する。
- (6) 設置作業において無線装置等に故障、不具合等が発見された場合は、受注者で調査するとともに、消防局職員へ報告し適切に対応すること。
- (7) 機器の取り付け位置、貫通部の位置、その他の疑義が生じた場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (8) その他設置作業に必要な事項は、別紙1の作業明細に定める。

(対象機器)

第6条 対象機器は次のとおりとする。(対象車両1台分)

機 器 名	数	単 位	新規又は移設の区分
無線機	1	台	移設設置 (NEC 製)
空中線共用器	1	式	移設設置
空中線及びベース	1	台	新設設置 (1/4 λ 空中線ベース付) 260MHz 用 2
ハンドセット及び掛金具	1	式	新設設置
外部スピーカー	2	台	新設設置 (車外用 1 台、車内用 1 台) 車外用は防水型
外部スピーカー用スイッチ	1	台	新設設置 (艀装設置 2 P スイッチ)
車載端末装置	1	式	移設設置
車外設定装置			
無線装置等の機能を有する ために必要な機器	1	式	移設設置

(検査)

第7条 設置作業が完了したら消防局職員へ申し出て、完了検査を受けなければならない。

(保証)

第8条 設置作業後1年以内に生じた故障、不具合等で、明らかに受注者の責任と見なされるものは無償で修理を行うものとする。

(協議)

第9条 本仕様書に明記されない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

作業明細

1. 取り外しに関する基本事項

- (1) 無線装置等の取り外しは、移設後正常に動作するよう十分留意して行うこと。
- (2) 無線装置等を取り外す前に、機器電源を切り、バッテリーに直接接続してある電源線を外すこと。
- (3) バッテリー端子、その他の電源線は、ショート等が発生しないように処置し作業すること。
- (4) 既設車両の空中線及び空中線ベースの車体貫通部は、取り外した後に雨水が入らないよう適切な処置を行っておくこと。
- (5) 車両のパネル、内装材、コンソール等（以下「車両パネル等」という。）を取り外した場合は、作業後に復旧すること。

2. 取り付けに関する基本事項

- (1) 車両パネル等の一部に穴をあける必要がある場合は、消防局職員の指示を受けること。
- (2) ケーブル又は配線が、車体、車両パネル等を貫通する場合は、貫通部保護を行うこと。
- (3) 車両パネル等を取り外した場合は、作業後に当初の状況に復旧すること。ただし、消防局職員の指示により加工した部分を除く。

3. 取り付け基準

- (1) 無線機は、新設車両のダッシュボード、コンソール等に設置し、運転席又は乗員席から操作ができること。
- (2) 無線機のアースは、確実に車体アースを取ること。
- (3) 無線機の電源は、車両のバッテリーから直接取ること。なお、車載端末装置接続系統及び無線機接続系統を別に示す。
- (4) ハンドセットは、無線機に隣接するように設置すること。
- (5) 補助ハンドセットを取り付ける場合は、消防局職員の指示する位置に設置すること。
- (6) 車内に外部スピーカーを取り付ける場合は、運転者や乗員に支障がない位置に設置すること。
- (7) 車外に外部スピーカーを設置する場合は、キャブ内に外部スピーカー用スイッチを取り付けるものとする。
- (8) 空中線及び空中線ベースの取り付け位置は、車体の屋根上とすること。ただし、車体の構造上支障がある場合は、消防局職員と協議し設置場所を決定すること。
- (9) 空中線及び空中線ベースのアースは、確実に車体アースを取ること。
- (10) ケーブル又は電線が車体を貫通する場合は、当該貫通部から雨水が浸入しないよう処置すること。
- (11) 車載端末装置の操作部は、容易に操作ができる位置に設置すること。
- (12) 車載端末装置の制御部は、座席の下等で乗車に支障がなく、かつ、乗員の踏みつけ等による破損が起らない位置とすること。
- (13) 車載端末装置の制御部ケーブルは純正品に限るものとし、また、指定されたケーブル長を超えることはできない。
- (14) 設置作業に当たって、既設ケーブルの劣化又は破損、取り付け位置の関係でケーブル長の不足等を確認した場合は、消防局職員に報告し必要な場合は艀装メーカーと協議を行うこと。

4. 無線機の試験

- (1) 無線機の実装が完了したら、別紙2の試験調整項目表に従い無線機の試験を実施すること。特に、送信出力（空中線のマッチング）、送信周波数、変調特性等、調整を必要とする項目は職員の確認を受け入念に行うこと。
- (2) 無線機の通話試験は、無線機に搭載されている送信周波数で必要なものを順次発射し、消防局との無線交信状況を確認することとする。

5. 車載端末装置の試験

- (1) 単体動作試験
 - ①電源投入試験
車載端末装置の電源投入及び電源切断を実施し、正常に起動することを確認すること。
 - ②動態操作試験
車載端末装置の各動態ボタンを押し、機器ディスプレイ上の表示を確認すること。
- (2) 動作試験は、別紙2の試験調整項目表に従い動作試験を行うこと。
 - ① I D 確認試験

無線機と接続後、車載端末装置の動態ボタンを押し、指令システム上で指定 I D の車両動態が変化するか確認すること。

②動態登録試験

車載端末装置の各動態ボタンを押し、指令システム上の動態変化と整合が取れていることを確認すること。

試験調整項目表

1. 取り外し前

(1) 無線機の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー
送信出力	全チャンネル (進行波電力、反射波電力)
通話試験	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統 制波 1)

(2) 車載端末装置の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
機能試験	操作及び機能全般
車両位置情報	車両 G P S との連動
試験動態	全動態 (F O M A 回線による)

2. 取り付け後

(1) 無線機の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー
送信出力	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 2、活 動波 3、活動波 4)
送信周波数	同上
スプリアス輻射強度	同上
変調精度	同上
通話試験	指定するチャンネル (例：活動波 1、活動波 3、統 制波 1)

(2) 車載端末装置の試験

項 目	摘 要
外観点検	キズ等の有無、その記録
I D 確認試験	
機能試験	操作及び機能全般
車両位置情報	車両 G P S との連動
試験動態	全動態 (F O M A 回線による)

(3) 無線装置等の総合試験

項 目	摘 要
無線装置と車載端末装置の 機能連動試験	車載端末装置による無線チャンネルの切り替え 無線装置による動態・位置情報の送信機能等
その他、無線装置等に関する 総合試験	

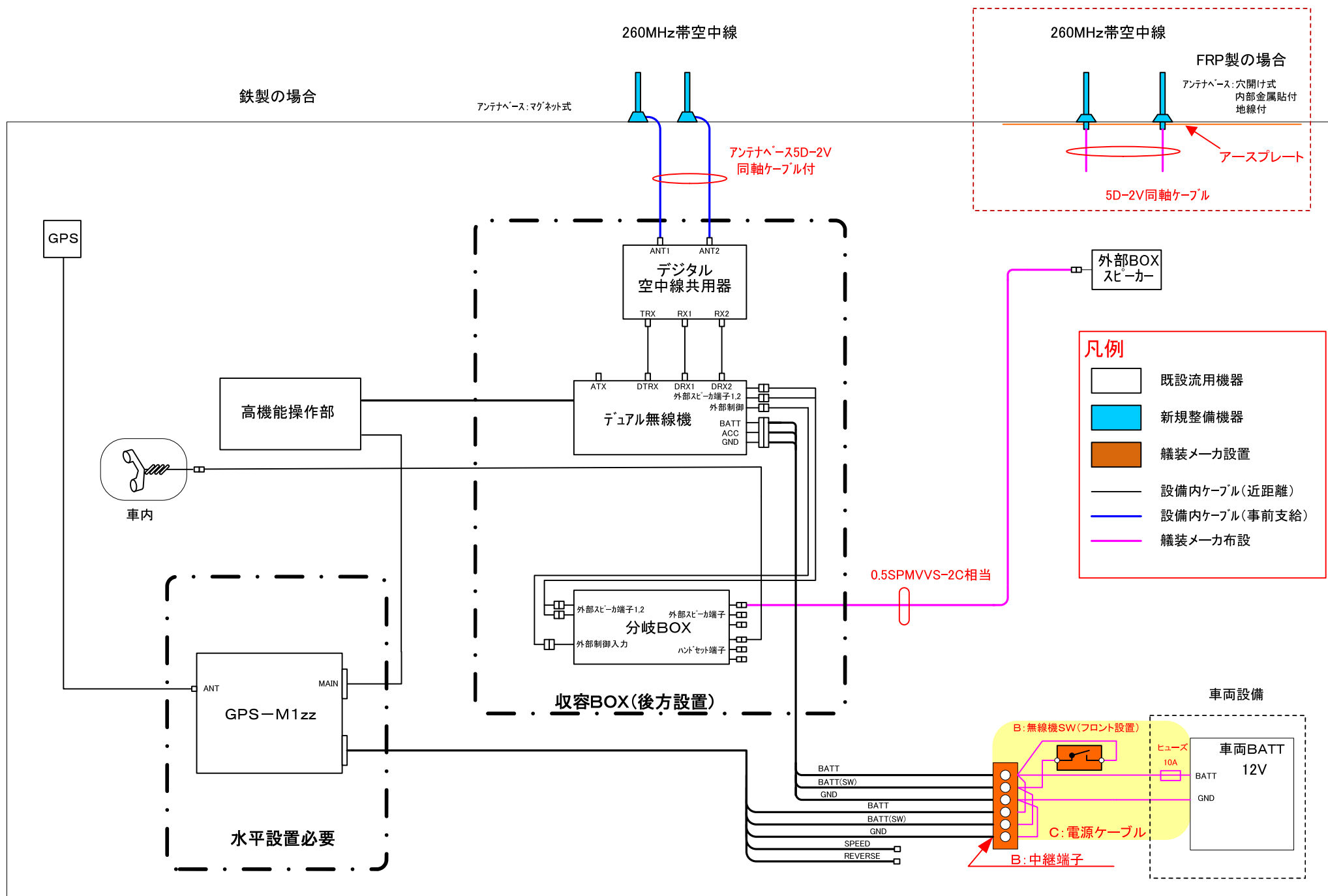
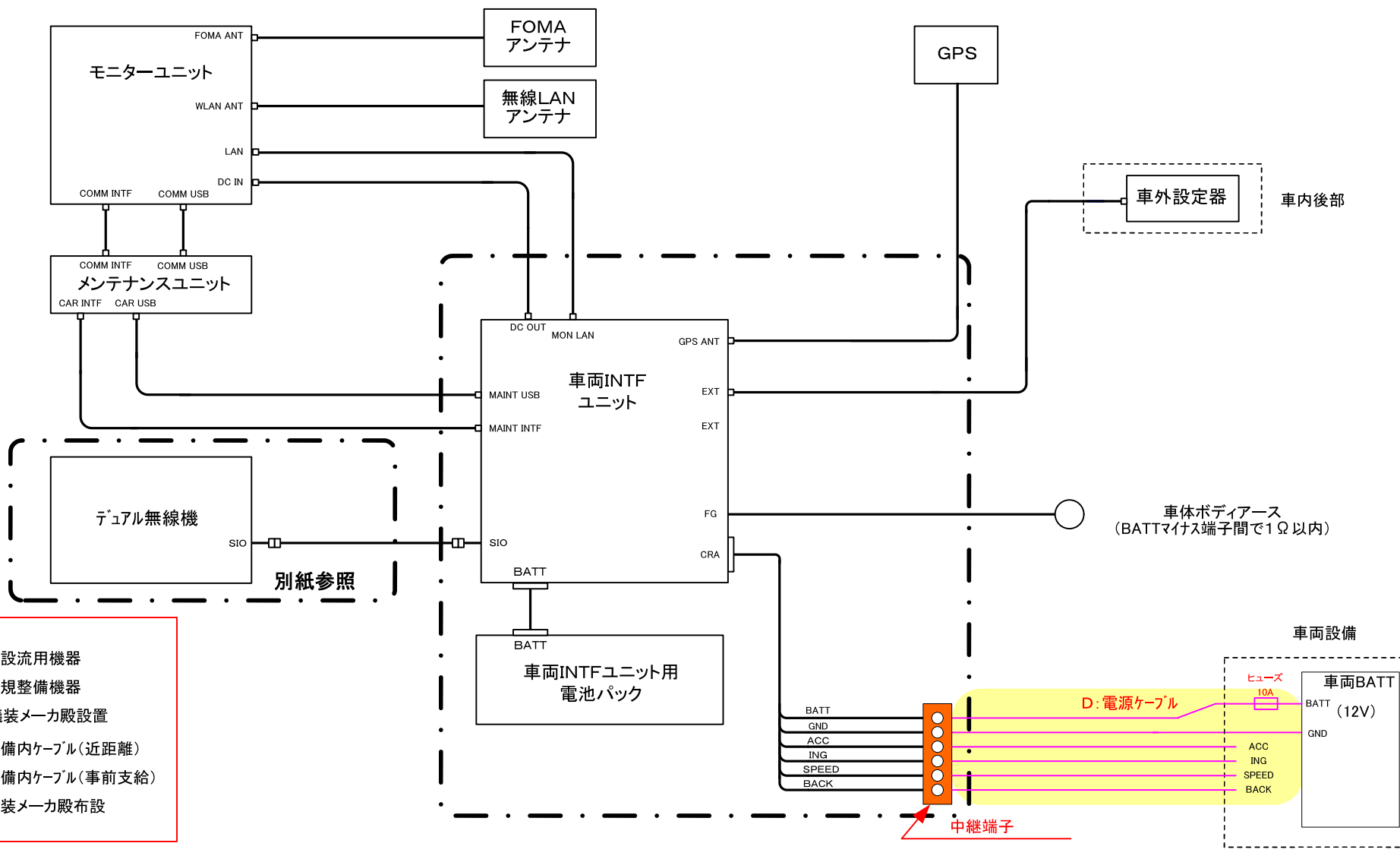


図2 広報車 無線機接続系統



車載端末装置(12V)接続系統

年 月 日

入 札 書 （ 第 回 ）

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成8年鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号）第2条において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和3年鳥取県西部広域行政管理組合規則第7号）第2条において準用する米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）を承知の上、次のとおり入札します。

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

件 名	広報車の納入（米子消防署・皆生出張所・大山消防署配備）
納 入 場 所	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局
入 札 金 額	金 円 〔 広報車3台の 合計金額 〕

注意

- 1 入札書は、封書にし、封筒表面に「入札書在中」と表示し、裏面に件名、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

年 月 日

辞 退 届

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、第 回目の入札を辞退します。

記

1 件 名 広報車の納入（米子消防署・皆生出張所・大山消防署配備）

2 入 札 日 年 月 日

3 辞 退 理 由

年 月 日

入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合管理者 様

住 所

提出者 商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1 件 名 広報車の納入（米子消防署・皆生出張所・大山消防署配備）

2 入 札 日 年 月 日

3 入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

☐ 仕様書に定める規格で入札に参加

☐ 仕様書に定める規格以外の同等品で入札に参加（組合の認定が必要）

【添付資料】

・同等品の仕様が確認できる書類（カタログ等）

（仕様書に定めるもの以外の同等品で入札に参加する場合の認定結果等）

認定結果は、令和5年6月30日（金）正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、令和5年7月3日（月）正午までに同等品の再提出を行い、再認定を受けることを認めることとします。

○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

※一点鎖線部分を切り取り、長3封筒に貼付してご使用ください。

配 達 日
指定郵便

配達指定日
令和5年7月10日（月曜日）

入
札
書
在
中

〒689-3403
鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合
事務局総務課 入札財政担当 行

○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 1 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 2 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 3 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 4 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入 札 番 号	広消26
案 件 名	広報車の納入（米子消防署・皆生出張所・大山消防署配備）
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。